

増毛町同窓会支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ふるさと納税のPRと地域経済の活性化に寄与するために、町内で開催される同窓会に要する経費の一部について、予算の範囲内において増毛町同窓会支援事業補助金（以下「補助金」という。）として、増毛町商工会が発行する商品券（以下「商品券」という。）で交付するものとし、その交付については増毛町補助金交付規則（令和6年増毛町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象となる同窓会)

第2条 補助金の対象となる同窓会（以下「同窓会」という。）は、増毛町内で開催されるもののうち、小学校、中学校及び高等学校を卒業した者同士が集まるもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 12人以上の出席があること。
- (2) 出席者の2割以上の者の居住地が町外であること。
- (3) 増毛町在住者又は増毛町出身者が幹事であること。

(交付の条件)

第3条 補助金の交付の条件は、同窓会において町職員等が町の情報を発信することとする。

(補助金の額)

第4条 同窓会開催に対する補助は、開催される同窓会ごとに行うものとし、1人につき2,000円とする。ただし、同一の同窓会に対する補助金の交付は、年1回を限度とする。

2 補助金は、同額の商品券とし、同窓会当日に交付する。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする同窓会の代表者（以下「申請者」という。）は、同窓会を開催する7日前までに、規則第4条に定める補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 出席予定者の氏名及び住所を記載した名簿
- (2) 収支予算書

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、交付することが適当であると認めるときは、規則第5条に定める補助指令書により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、同窓会終了後速やかに、規則第11条に定める補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 出席者の氏名及び住所を記載した名簿

- (2) 収支決算書
- (3) 参加者全員が分かる集合写真
(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された関係書類等を審査し、適当であると認めるときは、規則第12条に定める補助金確定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し又は変更し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 出席人数に減少があったとき。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日より施行する。